

岡山県南部水道企業団一般競争入札（条件付）事務処理要領

制定 平成21年 4月 1日 訓令第5号

令和 4年 4月 1日 施行

（趣旨）

第1条 この要領は、岡山県南部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、測量、建設コンサルタント業務等（建設工事に関連する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）及び運転管理業務（西阿知浄水場の浄水・送水施設運転管理業務をいう。以下同じ。）における入札手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保することを目的として実施する一般競争入札（条件付）（以下「一般競争入札」という。）に関して、岡山県南部水道企業団契約規程（昭和59年管理規程第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる工事等）

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次のとおりとする。

- （1）設計金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が4千万円以上の建設工事。ただし、緊急を要する場合その他企業長が特に認めた場合は、この限りでない。
- （2）測量、建設コンサルタント業務等で、企業長が一般競争入札によることが適当と認めたもの。
- （3）運転管理業務

（入札の方法）

第3条 一般競争入札は、岡山県南部水道企業団郵便入札実施要綱（令和4年訓令第10号）に定める郵便入札によって行うものとする。ただし、企業長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（参加資格等の決定）

第4条 一般競争入札を実施する場合は、岡山県南部水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会に諮り、第6条に定める入札参加資格のほか公告内容等を決定する。

（入札の公告）

第5条 一般競争入札を実施する場合は、岡山県南部水道企業団公告式条例（昭和33年

条例第4号)に定める掲示場に掲示するほか、企業団のホームページへの掲載を行うものとする。

- 2 入札の公告は、原則として水曜日(その日が岡山県南部水道企業団の休日を定める条例(平成2年条例第1号)に規定する企業団の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い日で、休日でない日)に行うものとする。

(入札参加資格)

第6条 一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、建設工事にあつては岡山県南部水道企業団建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱(平成16年訓令第4号。以下「入札参加資格要綱」という。)、測量、建設コンサルタント業務等にあつては岡山県南部水道企業団測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱(令和4年訓令第2号)、運転管理業務にあつては岡山県南部水道企業団物品供給等の契約に係る競争入札参加者の資格及び要件を定める要綱(令和4年訓令第3号)に定めるもののほか、対象工事等ごとに次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 対象工事等(建設工事に限る。第2号について同じ。)に対応する業種の総合評定値(入札参加資格要綱第6条の規定による点数)に関すること。
- (2) 対象工事等に対応する業種の建設業許可の種別に関すること。
- (3) 営業所等の所在地に関すること。
- (4) 対象工事等と同種又は類似の建設工事等の施工実績に関すること。
- (5) 対象工事等に配置予定の主任技術者又は監理技術者等の資格に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項に関すること。

- 2 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合は、当該共同企業体の構成員について、前項各号の規定を準用する。

- 3 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、岡山県南部水道企業団建設工事等請負業者指名停止要綱(平成11年訓令第1号)に基づく指名停止又は指名留保を受けている者

(3) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者

(4) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止命令（以下「営業停止命令」という。）を受けている者。ただし、次の場合を除く。

ア 営業停止命令に地域限定が付されているときにあつては、対象地域が岡山県内でない場合

イ 営業停止命令に業種限定が付されているときにあつては、対象工事に対応する業種以外の一般競争入札に参加する場合

ウ 営業停止命令に公共工事又はそれ以外の工事に限る限定が付されているときにあつては、当該限定が公共工事に係るものでない場合

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(6) 破産法（平成16年法律第75条）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第7条 共同企業体に発注する建設工事については、この要領のほか岡山県南部水道企業団建設工事共同請負制度事務処理要綱（平成9年訓令第3号）によるものとする。

（設計図書の交付等）

第8条 対象工事等に係る設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）及び入札金額の内訳を記載する書類（以下「入札金額内訳書」という。）は、入札公告で定める方法により交付する。

2 設計図書に対する質問は、書面によってのみ受け付けるものとし、質問書の提出方法、提出先及び提出期限は入札公告において明らかにするものとする。

3 設計図書に対する質問回答書の公表は、入札公告で定める方法により行うものとする。

（入札参加表明）

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、対象工事等に係る入札参加資格要件を満たすことを確認し、前条第1項に規定する設計図書の交付を受けた後、入札公告に定め

る方法により入札参加表明を行わなければならない。なお、入札参加表明を行っていない者は入札に参加できないものとする。

- 2 共同企業体での入札参加を指定する対象工事等において、共同企業体を結成して一般競争入札に参加しようとする者は、前項の規定による入札参加表明に併せて、入札公告で定める事前審査書類を提出しなければならない。

(入札の中止等)

第10条 公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、入札を延期又は中止する。また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合（不適正な入札であると企業長が判断した場合を含む。）は、その入札の全部を無効とする。

(落札候補者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の金額で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とする。

- 2 前項に定める落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第12条 落札候補者は、企業長が指定する日までに入札参加資格の審査書類を契約担当課へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- 2 前項に定める審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしている場合は落札者として決定し、満たしていない場合は次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

(入札の無効)

第13条 次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 入札公告に示した条件に違反して応札した入札
- (4) 建設工事の入札において、入札金額内訳書が入札書に添付されていない入札

(落札決定の通知等)

第14条 企業長は、落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に結果を通知するものとする。

2 企業長は、第12条第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないと確認したときは、当該対象者に対してその旨を通知するものとする。

(入札参加資格を有していないと認められた者に対する理由の説明)

第15条 入札参加資格を有していないと認められた者は、前条第2項の通知を受けた日から起算して3日(休日を除く。)以内に、書面(任意様式)によりその理由の説明を求めることができる。

2 企業長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受理した日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面で回答するものとする。

(入札結果等の公表)

第16条 企業長は、落札決定をしたときは、遅滞なく、入札結果を企業団のホームページへ掲載することにより公表するものとする。

2 一般競争入札の参加者名は、入札(開札)が終了し落札者が決定するまで非公表とする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。